

令和5年度大津市防災会議

次 第

日時: 令和6年3月21日(木)14時30分

場所: 大津市役所新館2階 災害対策本部室及びWEB会議室

1 開 会

2 議 題

- ・ 議案第1号 大津市地域防災計画の修正について(案)

3 そ の 他

- ・ 令和6年能登半島地震に関する対応について

4 閉 会

【資 料】

- ・出席者名簿
- ・席 次
- ・資料1 令和5年度 大津市地域防災計画等修正案(概要版)
- ・資料2 大津市地域防災計画等の修正について(案)(当日説明資料)
- ・資料3 令和5年度 大津市地域防災計画等修正案(新旧対照表)

令和5年度大津市防災会議 出席者名簿

(敬称略)

【大津市防災会議会長】
大津市 市長 佐藤 健司

【大津市防災会議委員】

号	委員	機 関 名	職 名	委員氏名	出欠状況
第1号	指定地方行政機関	近畿財務局大津財務事務所	所長	大野 隆幸	欠席
		近畿中国森林管理局滋賀森林管理署	署長	元山 英樹	欠席
		近畿地方整備局琵琶湖河川事務所	事務所長	若公 崇敏	会場
		近畿地方整備局滋賀国道事務所	事務所長	谷 成二	欠席
		近畿農政局滋賀県拠点	地方参事官	村山 浩稔	会場
		陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊	偵察中隊長	荒牧 永吉	会場
第2号	県 職 員	滋賀県防災危機管理局	防災対策室長	野瀬 千晴	会場
		滋賀県大津土木事務所	所長	岩崎 一彦	会場
第3号	警 察 署	大津警察署	署長	竹谷 均	欠席
		大津北警察署	署長	石居 高廣	欠席
第4号	市 職 員	大津市	副市長	杉江 達秀	会場
		大津市	副市長	北潤 弘康	会場
		大津市企業局	公営企業管理者	國松 睦生	会場
第5号	教 育 長	大津市教育委員会	教育長	島崎 輝久	会場
第6号	消 防 局 長	大津市消防局	局長	山川 真也	会場
	消 防 団 長	大津市消防団	団長	今井 俊博	web
第7号	指定公共機関 指定地方 公共機関	西日本旅客鉄道株式会社 大津駅	駅長	田中 佐奈恵	会場
		西日本電信電話株式会社 滋賀支店	支店長	若林 宣公	web
		日本赤十字社 滋賀県支部	事務局長	西出 佳弘	欠席
		日本通運株式会社 滋賀支店	支店長	清水 秀樹	会場
		関西電力送配電株式会社 滋賀本部	滋賀配電営業所長	岩井 拓三	会場
		京阪電気鉄道株式会社 大津営業部	部長	深尾 雅章	web
		西日本高速道路株式会社 関西支社滋賀高速道路事務所	所長	溝口 淳司	会場
		琵琶湖汽船株式会社	船舶運航部長	橋元 健一郎	会場
		滋賀県トラック協会 大津支部	支部長	北川 光男	会場
		日本郵便株式会社大津中央郵便局	局長	矢田 公明	欠席
		日本赤十字社大津赤十字病院	院長	小川 修	web
日本放送協会大津放送局	副局長	太田 敦	欠席		
第8号	学識経験者	立命館大学防災フロンティア研究センター	センター長	里深 好文	web
第9号	その他市長が特に 必要と認める者	大津市自治連合会	仰木学区自治連合会長	中川 一良	会場
		公益社団法人大津市医師会	会長	重永 博	欠席
		大津市地域女性団体連合会	会長	音野 潤子	会場
		大津市女性防火クラブ連合会	会長	徳永 恵美子	会場
		大津市赤十字奉仕団	委員長	八軒 艶子	会場
		大津市人権擁護委員の会	人権擁護委員	小上 泰代	会場
		社会福祉法人大津市社会福祉協議会	会長	竹内 俊彦	会場
		大津市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山川 すゑ子	会場

代理

会場出席者 23名
WEB出席者 5名

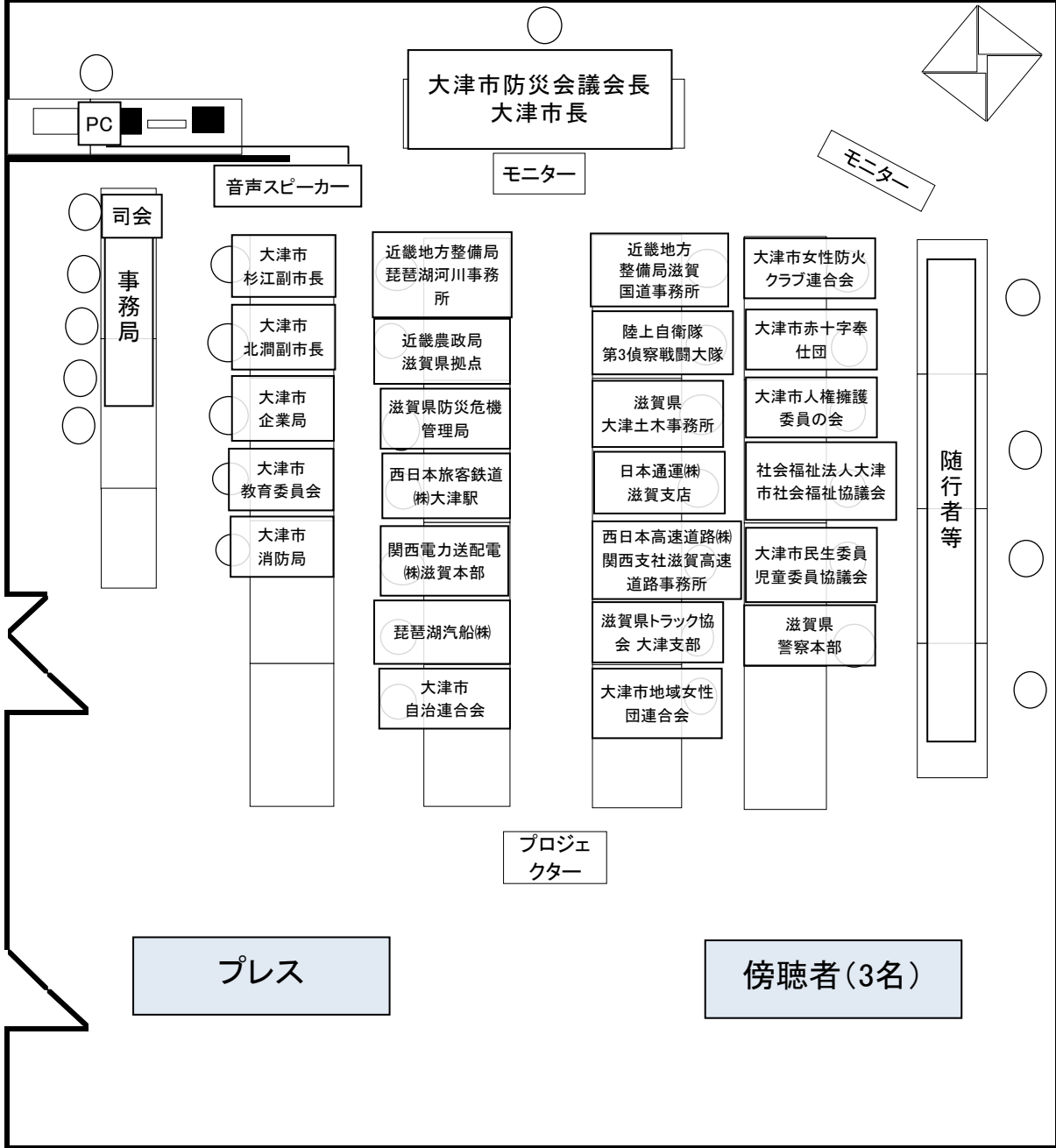
合計：37名中
28名出席

【事務局】 7名

所属名	職名	氏名
大津市総務部	危機管理監	松岡 正人
大津市総務部 危機・防災対策課	課長	中野 雅人
	課長補佐	川上 真一
	総合防災係長	軽野 政樹
	危機管理計画係長	北田 敦士
	主任	井上 航
	主事	内田 大毅

令和5年度大津市防災会議 席次（新館2階 災害対策本部室）

令和6年3月21日



令和 5 年度大津市地域防災計画等修正案（概要版）

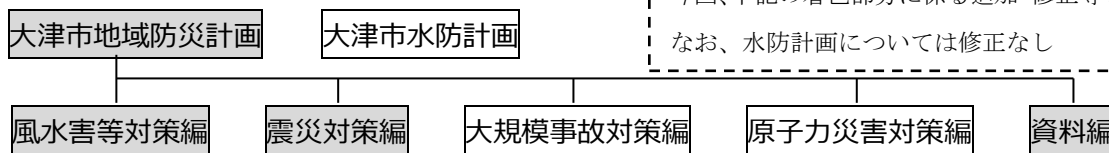
1 大津市地域防災計画とは

大津市では災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、大津市の地域に係る災害に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等に関する事項を定めた「大津市地域防災計画」を策定している。

2 計画修正の趣旨

令和 5 年度の計画修正においては、国の防災基本計画及び滋賀県地域防災計画の修正内容や近年の災害の教訓による今年度の本市の取組等を「大津市地域防災計画」へ反映し、修正案を取りまとめた。

3 大津市地域防災計画および大津市水防計画における今回の修正箇所



今回、下記の着色部分に係る追加・修正等を実施した。
なお、水防計画については修正なし

4 大津市地域防災計画の主な修正内容

(1) 災害時における熱中症の予防や対処法に関する普及啓発

災害時における熱中症の予防や対処法に関する普及啓発について追記

(2) 災害対策本部の設置基準

長周期地震動階級 4 が観測された場合にも、災害対策本部を設置する旨を追記

(3) 雪害対策に係る体制強化

雪に伴う大規模な立ち往生が発生した場合の関係機関の連携や滞留車両の乗員保護及び公共交通機関が運行を停止した場合の帰宅困難者対策について追記

(4) 指定避難所及び指定緊急避難場所、指定福祉避難所の変更

社会福祉法人大津びけん会特別養護老人ホームひかりの里を指定福祉避難所に指定。

(5) 避難確保計画対象施設の見直し

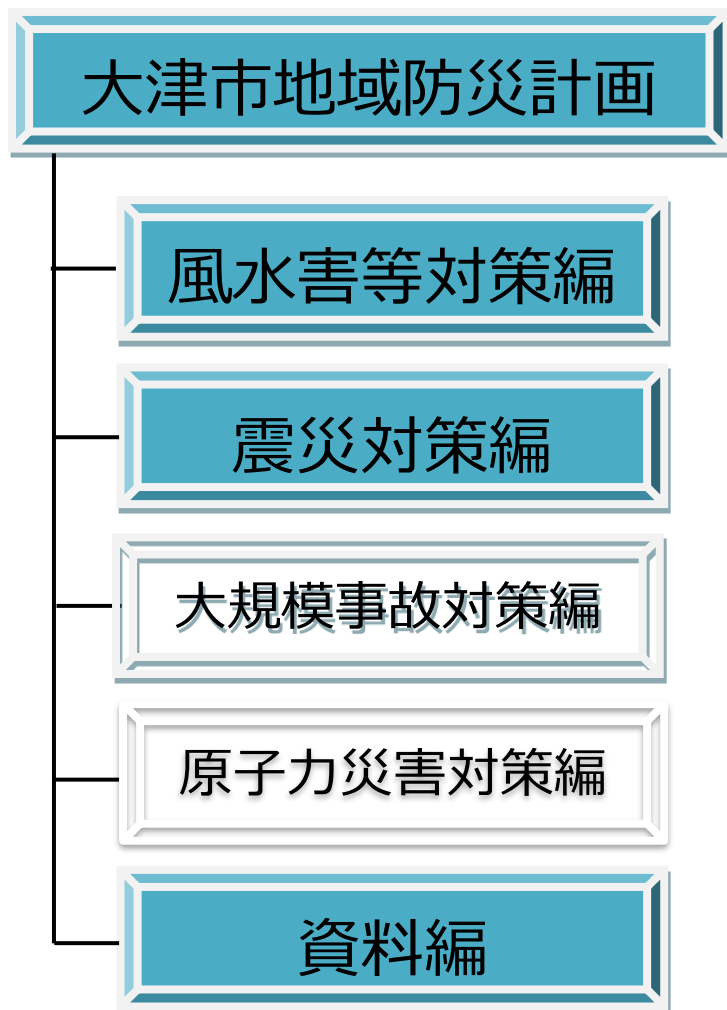
要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成 29 年度に土砂災害防止法及び水防法が改正されたことに伴い、土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、市への提出、訓練の実施等について記載しており、資料編別冊記載の対象施設について追加修正する。

大津市地域防災計画の 修正について (案)

令和6年3月21日

大津市防災会議

大津市地域防災計画の構成



今回、着色部分に係る
追加・修正等を実施しました

主な修正（案）のポイント

① 災害時における熱中症の予防や対処法に関する普及啓発

災害時における熱中症の予防や対処法に関する普及啓発について追記。

② 災害対策本部の設置基準

長周期地震動階級4が観測された場合にも、災害対策本部を設置する旨を追記。

③ 雪害対策に係る体制強化

雪に伴う大規模な立ち往生が発生した場合の関係機関の連携や滞留車両の乗員保護及び公共交通機関が運行を停止した場合の帰宅困難者対策について追記。

④ 指定避難所及び指定緊急避難場所、指定福祉避難所変更

施設の追加や指定変更等の理由により、指定避難所及び指定緊急避難場所、指定福祉避難所を一部変更。

⑤ 避難確保計画対象施設の追加等

土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、市への提出、訓練の実施等の対象施設の追加・修正。

① 災害時における熱中症の予防や対処法に関する普及啓発

国

新旧対照表 風水害対策編P.2 P.4
新旧対照表 震災対策編P.3

○令和3年5月の防災基本計画修正において
「特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。」と明記

○令和5年5月に、熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ



以上の国の防災基本計画の修正を踏まえ、
本市地域防災計画（風水害対策編、震災対策編）
に以下の文言を追加

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

② 災害対策本部の設置基準

気象庁

地震動特別警報の発表基準に**長周期地震動階級4**を追加（令和5年2月1日）

滋賀県

滋賀県地域防災計画に「**長周期地震動階級4**が観測された場合にも、災害対策本部を設置する旨」を追記（令和5年3月）

以上の国の方針及び県の地域防災計画の修正を踏まえ、本市地域防災計画を以下のとおり修正



出典) 気象庁HP

長周期地震動階級4が観測された場合にも、災害対策本部を設置する旨を追記。

③ 雪害対策に係る体制強化

国

○令和4年6月の防災基本計画修正において「雪に伴う大規模な立ち往生が発生した場合の関係機関の連携や滞留車両の乗員保護について」追記

滋賀県

○令和5年3月の滋賀県地域防災計画修正において雪害対策に係る体制強化の内容を追記



- 大雪対策にかかる防災知識の普及について追記
- 道路管理者が除雪や通行止めの情報を共有することについて追記
- 雪に伴う大規模な立ち往生が発生した場合の関係機関の連携や滞留車両の乗員保護について追記
- 帰宅困難者対策について風水害対策編に震災対策編の内容を追記

④ 指定避難所及び指定緊急避難場所、指定福祉避難所変更

● 指定福祉避難所の新規指定

学区	避難所名	指定面積	収容人数	備考
滋賀	特別養護老人ホームひかりの里	97㎡	29人	指定福祉避難所

● 指定避難所及び指定緊急避難場所の変更

変更前

学区	避難場所名	指定等	備考
滋賀	中ふれあいセンター	変更	指定避難所、指定緊急避難場所



変更後

学区	避難場所名	指定等	備考
滋賀	皇子が丘児童館	変更	指定避難所、指定緊急避難場所

⑤ 避難確保計画対象施設の追加等

土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設



避難確保計画の作成、市への提出、訓練の実施と訓練結果の報告

資料編：別冊

<今年度>

土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、施設の新規追加や変更等を確認⇒地域防災計画に反映

	見直し前	見直し後
土砂災害警戒区域内	92施設	101施設
浸水想定区域内	152施設	155施設
合計	244施設	256施設

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
＜風水害等対策編＞			
第1章 総則			
第2章 災害予防計画			
31	(11)不特定多数の者が出入りする建物の災害予防対策 ＜消防局＞ ア 公共施設、駅、百貨店や劇場など、多くの人が入り出る建物における災害は大きな被害をもたらすと想定されるため、定期的な立入検査等により防災体制及び防災設備の実態把握を行う。 イ 防火対象物定期点検報告制度等の的確な運用を行い、災害予防を推進する。	(追) (11)不特定多数の者が出入りする建物の災害予防対策 ＜消防局、都市計画部＞ ア 公共施設、駅、百貨店や劇場など、多くの人が入り出る建物における災害は大きな被害をもたらすと想定されるため、定期的な立入検査等により防災体制及び防災設備の実態把握を行う。 イ 防火対象物定期点検報告制度等の的確な運用を行い、災害予防を推進する。 ウ 建築物等からの看板等の落下による人的被害を未然に防ぐため、適正な安全管理について啓発活動を行う。	市の施策方針による修正
49	第5 雪害への備え 【基本方針】 冬季の道路交通を安全に確保するため、毎年「道路除雪計画」等を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪害対策の実施に努める。 また、豪雪地帯対策措置法第2条の規定により指定された豪雪地帯において、集落保護を目的とする雪崩防止工事の推進を県に要請し、雪崩による災害から人命を守り、市民生活の安定を図る。	(追) 第5 雪害への備え 【基本方針】 冬季の道路交通を安全に確保するため、毎年「道路除雪計画」等を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪害対策の実施に努める。 また、豪雪地帯対策措置法第2条の規定により指定された豪雪地帯において、集落保護を目的とする雪崩防止工事の推進を県に要請し、雪崩による災害から人命を守り、市民生活の安定を図る。 さらに、積雪に伴う大規模な立往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に各機関が連携を図りながら、乗員保護支援を行う。	滋賀県地域防災計画修正に伴う修正
49	(追加)	(追) (3)防災知識の普及 ＜総務部、建設部＞ 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて周知に努めるものとする。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し注意喚起に努めるものとする。	滋賀県地域防災計画修正に伴う修正

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
50	(追加)	(追) (4)情報の収集・連絡体制の整備 <建設部> 「滋賀県における雪害時の乗員保護支援計画」に基づき、道路管理者は、除雪や通行止めの情報を共有し、相互に接続する道路の除雪等の連携に努めるものとする。	滋賀県地域防災計画修正に伴う修正
50	(追加)	(追) (5)大規模車両滞留発生時の乗員保護について <総務部、建設部> 「滋賀県における雪害時の乗員保護支援計画」に基づき、道路管理者は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。	滋賀県地域防災計画修正に伴う修正
55	(4) 災害医療コーディネーターの導入要請 <健康保険部(保健所)、滋賀県> 災害医療コーディネーターは、災害時医療に関する物的資源、人的資源などの協調や調整を行う災害医療のスペシャリストで、災害医療を効率的に実施するための役割を担うことが可能な人材である。 市は、大規模災害時必要に応じて、県に災害医療コーディネーターの派遣を要請する。	(修) (4) 災害医療コーディネーターの導入要請 <健康保険部(保健所)、滋賀県> 災害医療コーディネーターは、災害時医療に関する物的資源、人的資源などの協調や調整を行う災害医療のスペシャリストで、災害医療を効率的に実施するための役割を担うことが可能な人材である。 市は、大規模災害時必要に応じて、県に災害医療コーディネーターの派遣を要請する。 災害医療コーディネーターは、保健所対策本部に登庁し、保健所長の活動方針のもとに活動する。	災害医療コーディネーターの活動拠点及び指揮命令系統を明記するもの
60	市は防災担当部局や保健・福祉担当部局などの関係部局との連携の下、福祉専門職	(修) 市は防災担当部局や保健・福祉担当部局などの関係部局との連携の下、 保健・福祉・医療専門職	来年度以降、保健・医療専門職へ個別避難計画の作成を依頼する可能性があるため

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
63	<p>(8)帰宅困難者対策 <福祉部、教育委員会> 学校・園は、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児・児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合には、一定期間校舎等に留める対策をとることを保護者に周知する。また、災害時における学校等と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。</p>	<p>(修) (8)帰宅困難者対策 <総務部、市民部、福祉部、健康保険部、都市計画部、建設部、教育委員会> 公共交通機関が運行を停止した場合、帰宅困難者が大量に発生することから、平常時から「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について広報に努めるとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す対策に努める。また、帰宅困難者および駅周辺等における滞留者等の安全確保を図るため、指定避難所へ誘導するとともに、交通運行情報や被害情報等を提供するなどの訓練を実施する。 学校・園は、保護者が帰宅困難者となって、保護者による園児・児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合には、一定期間校舎等に留める対策をとることを保護者に周知する。また、災害時における学校等と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。</p> <p>ア 情報収集体制の構築 災害時において関係機関等の円滑な情報伝達ができるよう、平時からの訓練等により、実効性のある情報連絡体制を構築しておく。</p> <p>イ 一時滞在施設の確保 市は滞在施設が必要となる訪問客や観光客などの駅別帰宅困難者推定値が200人を超える、JR大津駅、JR膳所駅、JR石山駅、JR瀬田駅、JR大津京駅、JR比叡山坂本駅、JRおごと温泉駅、JR堅田駅に関して、公共施設、民間施設を問わず、協定締結等を通じて各駅周辺の一時滞在施設の確保に努めるものとする。また、大規模災害時においては、大津市地域防災計画で指定している指定避難所は地元の避難者で満員となる可能性があるため、可能な限り地域防災計画上の指定避難所とは別の一時滞在施設の確保に努める。</p> <p>[資料編 19 その他(2)協定書等[大津市] ケ-3 災害時における大津市食品衛生協会による支援に関する協定(大津市食品衛生協会) コ-1 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書(おごと温泉旅館協同組合) コ-2 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書(株式会社いずみニー) コ-3 災害発生時における一時滞在施設の提供に関する協定書(株式会社平和堂) コ-4 災害発生時における帰宅困難者への支援に関する協定書(一般社団法人大津市商店街連盟)]</p>	<p>震災対策編と統一</p>

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
68	ア 被災者の健康維持 災害時においては、生活環境の変化に伴い、被災者が心身ともに健康に不調を来す可能性が高いため、保健衛生の観点から指定避難所の生活環境の整備や避難者の健康管理に対する対策について検討を行う。	(修) ア 被災者の健康維持 災害時においては、生活環境の変化に伴い、被災者が心身ともに健康に不調を来す可能性が高いため、保健衛生の観点から指定避難所の生活環境の整備や避難者の健康管理に対する対策について検討を行う。 特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。	防災基本計画修正に伴う修正
183	[仮設便所の設置要領] (オ) 屋外に設置した仮設便所で照明施設が必要な場合は、関西電力と調整の上、照明施設を設置する。	(修) [仮設便所の設置要領] (オ) 屋外に設置した仮設便所で照明施設が必要な場合は、 小売電気事業者等 と調整の上、照明施設を設置する。	電力自由化に伴う修正
227	連番21の行	(修) 連番21の行の削除	条例が廃止されたため
230	(ア)期間 農林漁業施設資金:20年以内 (イ)貸付利率 年0.45%~1.0%(平成25年5月20日現在…)	(修) (ア)期間 農林漁業施設資金: 15~25年以内 (イ)貸付利率 年 0.55% ~1.0%(令和5年3月20日 現在…)	現行の制度内容に合わせるため
第3章 災害応急対策計画			
第4章 災害復旧・復興計画			

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く

頁	修正前	修正後(案)	修正理由
---	-----	--------	------

<震災対策編>

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

24

表4-4-1 地震被害想定総括表 (全市)

想定地震	地区	建物棟数	早期人口	建物被害		人的被害									地震火災			避難者数
				全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
						早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	
琵琶湖西岸 断層帯 [ケース1]	旧大津市	96,194	301,311	20,834	19,861	622	432	442	3,722	3,167	2,866	214	178	164	19	43	56	36,893
	旧志賀町	11,942	22,913	4,044	2,867	100	49	66	267	136	179	15	8	10	2	6	6	4,047
	大津市合計	108,136	324,224	24,878	22,728	722	481	508	3,989	3,303	3,045	229	186	174	21	49	62	40,940
琵琶湖西岸 断層帯 [ケース2]	旧大津市	96,194	301,311	24,334	20,045	771	584	560	3,573	2,865	2,706	198	153	151	23	52	70	40,131
	旧志賀町	11,942	22,913	3,922	2,902	95	47	63	297	149	199	16	8	11	2	6	6	4,001
	大津市合計	108,136	324,224	28,256	22,947	866	631	623	3,870	3,014	2,905	214	161	162	25	58	76	44,132
琵琶湖西岸 断層帯 [ケース3]	旧大津市	96,194	301,311	16,698	20,593	401	336	311	4,117	3,288	3,091	231	180	175	15	34	42	33,838
	旧志賀町	11,942	22,913	2,490	3,091	40	20	27	374	187	252	20	10	13	1	3	3	3,205
	大津市合計	108,136	324,224	19,188	23,684	441	356	338	4,491	3,475	3,343	251	190	188	16	37	45	37,043
花折断層地震	旧大津市	96,194	301,311	3,868	12,229	75	51	50	2,630	2,141	1,970	190	160	145	5	11	11	13,690
	旧志賀町	11,942	22,913	158	2,094	3	2	2	285	141	189	26	13	17	仮定0	1	1	1,292
	大津市合計	108,136	324,224	4,026	14,323	78	53	52	2,915	2,282	2,159	216	173	162	5	12	12	14,982
東南海・南海地震	旧大津市	96,194	301,311	192	534	1	1	1	40	39	32	1	1	1	仮定0	仮定0	仮定0	664
	旧志賀町	11,942	22,913	22	44	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	41
	大津市合計	108,136	324,224	214	578	2	2	2	41	40	33	2	2	2	0	0	0	705

(修)

表4-4-1 地震被害想定総括表 (全市)

想定地震	地区	建物棟数	早期人口	建物被害		人的被害									地震火災			避難者数
				全壊棟数	半壊棟数	死者数			負傷者数			重傷者数			炎上出火件数			
						早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	早期	昼間	夕刻	
琵琶湖西岸 断層帯 [ケース1]	旧大津市	96,194	301,311	20,834	19,861	622	432	442	3,722	3,167	2,866	214	178	164	19	43	56	36,893
	旧志賀町	11,942	22,913	4,044	2,867	100	49	66	267	136	179	15	8	10	2	6	6	4,047
	大津市合計	108,136	324,224	24,878	22,728	722	481	508	3,989	3,303	3,045	229	186	174	21	49	62	40,940
琵琶湖西岸 断層帯 [ケース2]	旧大津市	96,194	301,311	24,334	20,045	771	584	560	3,573	2,865	2,706	198	153	151	23	52	70	40,131
	旧志賀町	11,942	22,913	3,922	2,902	95	47	63	297	149	199	16	8	11	2	6	6	4,001
	大津市合計	108,136	324,224	28,256	22,947	866	631	623	3,870	3,014	2,905	214	161	162	25	58	76	44,132
琵琶湖西岸 断層帯 [ケース3]	旧大津市	96,194	301,311	16,698	20,593	401	336	311	4,117	3,288	3,091	231	180	175	15	34	42	33,838
	旧志賀町	11,942	22,913	2,490	3,091	40	20	27	374	187	252	20	10	13	1	3	3	3,205
	大津市合計	108,136	324,224	19,188	23,684	441	356	338	4,491	3,475	3,343	251	190	188	16	37	45	37,043
花折断層地震	旧大津市	96,194	301,311	3,868	12,229	75	51	50	2,630	2,141	1,970	190	160	145	5	11	11	13,690
	旧志賀町	11,942	22,913	158	2,094	3	2	2	285	141	189	26	13	17	仮定0	1	1	1,292
	大津市合計	108,136	324,224	4,026	14,323	78	53	52	2,915	2,282	2,159	216	173	162	5	12	12	14,982

軽微な修正
(南海トラフ地震の被害想定を滋賀県地震被害想定に合わせるため、「東南海・南海地震」の記載を削除)

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く

頁	修正前	修正後(案)	修正理由																																																																																																																			
28	当該地震により滋賀県では、揺れや液状化による建物倒壊などで死者数500人、全壊・焼失建物数1万3千棟が想定されている。	<p>(修) 当該地震により滋賀県では、揺れや液状化による建物倒壊などで死者数約500人(大津市:約100人)、全壊・焼失建物数約1万3千棟(大津市:約3,400棟)が想定されている。</p> <p>南海トラフ巨大地震(陸側ケース)による被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">南海トラフ巨大地震 陸側ケース</th> <th>滋賀県計</th> <th>大津市</th> </tr> <tr> <th colspan="2">市町区域内の想定最大震度</th> <td>6強</td> <td>6強</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">被害種別・項目・時期</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">建物被害</td> <td rowspan="2">全壊棟数(住家は戸数を棟数として算定) 半壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)</td> <td>単位</td> <td>対象母数</td> </tr> <tr> <td>(棟)</td> <td>全棟(戸)数</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">全焼棟数</td> <td>夏 正午 風速8m/sec</td> <td>棟</td> <td>全棟数</td> </tr> <tr> <td>冬 夕方 風速8m/sec</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬 深夜 風速8m/sec</td> <td>528,453</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>夏 正午 風速8m/sec</td> <td></td> <td>11,053</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">全壊・全焼棟数合計</td> <td>冬 夕方 風速8m/sec</td> <td>棟</td> <td>全棟(戸)数</td> </tr> <tr> <td>冬 深夜 風速8m/sec</td> <td>565,824</td> <td>11,027</td> </tr> <tr> <td>夏 正午 風速8m/sec</td> <td></td> <td>300 (52)</td> </tr> <tr> <td>冬 夕方 風速8m/sec</td> <td></td> <td>385 (52)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td rowspan="2">死者数 ()内は家具転倒等</td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="4">居住人口</td> </tr> <tr> <td>冬 深夜 風速8m/sec</td> <td>474 (64)</td> <td>94 (13)</td> </tr> <tr> <td>夏 正午 風速8m/sec</td> <td>6,702 (1,075)</td> <td>857 (231)</td> </tr> <tr> <td>冬 夕方 風速8m/sec</td> <td>8,448 (1,075)</td> <td>1,040 (231)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">負傷者数 ()内は家具転倒等</td> <td>冬 深夜 風速8m/sec</td> <td>10,408 (1,312)</td> <td>2,289 (282)</td> </tr> <tr> <td>地震直後</td> <td>824,887 (88%)</td> <td>172,650 (90%)</td> </tr> <tr> <td>1日後</td> <td>608,428 (65%)</td> <td>141,413 (73%)</td> </tr> <tr> <td>2日後</td> <td>406,013 (44%)</td> <td>106,440 (55%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">ライフライン機能支障</td> <td rowspan="4">電力供給施設 : 停電軒数(停電率)</td> <td rowspan="4">件(%)</td> <td rowspan="4">契約口数</td> </tr> <tr> <td>3日後</td> <td>245,129 (26%)</td> <td>67,346 (35%)</td> </tr> <tr> <td>1週間後</td> <td>932,134</td> <td>2,460 (0%)</td> </tr> <tr> <td>地震直後</td> <td>733,370 (52%)</td> <td>154,183 (46%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">上下水道施設 : 断水人口(断水率)</td> <td rowspan="6">断水人口</td> <td rowspan="6">人(%)</td> <td rowspan="6">給水人口 (=居住人口) : 施設評価の対象としていない 専用水道分を含むものとする</td> </tr> <tr> <td>1日後</td> <td>955,426 (68%)</td> <td>233,344 (69%)</td> </tr> <tr> <td>2日後</td> <td>862,105 (61%)</td> <td>218,893 (65%)</td> </tr> <tr> <td>3日後</td> <td>729,937 (52%)</td> <td>178,283 (53%)</td> </tr> <tr> <td>1週間後</td> <td>383,220 (27%)</td> <td>72,293 (21%)</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月後</td> <td>42,430 (3%)</td> <td>6,444 (2%)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難者</td> <td rowspan="4">避難所生活者※ 下段:(全避難者※)</td> <td rowspan="4">人</td> <td rowspan="4">居住人口</td> </tr> <tr> <td>3日後</td> <td>75,416</td> <td>15,124</td> </tr> <tr> <td>1週間後</td> <td>79,275</td> <td>15,897</td> </tr> <tr> <td>1か月後</td> <td>19,954 (66,512)</td> <td>4,001 (13,338)</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:滋賀県地震被害想定(概要版)(滋賀県:2014)より抜粋</p>	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		滋賀県計	大津市	市町区域内の想定最大震度		6強	6強	被害種別・項目・時期				建物被害	全壊棟数(住家は戸数を棟数として算定) 半壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)	単位	対象母数	(棟)	全棟(戸)数	全焼棟数	夏 正午 風速8m/sec	棟	全棟数	冬 夕方 風速8m/sec			冬 深夜 風速8m/sec	528,453	11	夏 正午 風速8m/sec		11,053	全壊・全焼棟数合計	冬 夕方 風速8m/sec	棟	全棟(戸)数	冬 深夜 風速8m/sec	565,824	11,027	夏 正午 風速8m/sec		300 (52)	冬 夕方 風速8m/sec		385 (52)	人的被害	死者数 ()内は家具転倒等	人	居住人口	冬 深夜 風速8m/sec	474 (64)	94 (13)	夏 正午 風速8m/sec	6,702 (1,075)	857 (231)	冬 夕方 風速8m/sec	8,448 (1,075)	1,040 (231)	負傷者数 ()内は家具転倒等	冬 深夜 風速8m/sec	10,408 (1,312)	2,289 (282)	地震直後	824,887 (88%)	172,650 (90%)	1日後	608,428 (65%)	141,413 (73%)	2日後	406,013 (44%)	106,440 (55%)	ライフライン機能支障	電力供給施設 : 停電軒数(停電率)	件(%)	契約口数	3日後	245,129 (26%)	67,346 (35%)	1週間後	932,134	2,460 (0%)	地震直後	733,370 (52%)	154,183 (46%)	上下水道施設 : 断水人口(断水率)	断水人口	人(%)	給水人口 (=居住人口) : 施設評価の対象としていない 専用水道分を含むものとする	1日後	955,426 (68%)	233,344 (69%)	2日後	862,105 (61%)	218,893 (65%)	3日後	729,937 (52%)	178,283 (53%)	1週間後	383,220 (27%)	72,293 (21%)	1ヶ月後	42,430 (3%)	6,444 (2%)	避難者	避難所生活者※ 下段:(全避難者※)	人	居住人口	3日後	75,416	15,124	1週間後	79,275	15,897	1か月後	19,954 (66,512)	4,001 (13,338)	滋賀県地震被害想定における南海トラフ巨大地震(陸側ケース)による被害想定を追記
南海トラフ巨大地震 陸側ケース		滋賀県計	大津市																																																																																																																			
市町区域内の想定最大震度		6強	6強																																																																																																																			
被害種別・項目・時期																																																																																																																						
建物被害	全壊棟数(住家は戸数を棟数として算定) 半壊棟数(住家は戸数を棟数として算定)	単位	対象母数																																																																																																																			
		(棟)	全棟(戸)数																																																																																																																			
	全焼棟数	夏 正午 風速8m/sec	棟	全棟数																																																																																																																		
		冬 夕方 風速8m/sec																																																																																																																				
		冬 深夜 風速8m/sec	528,453	11																																																																																																																		
		夏 正午 風速8m/sec		11,053																																																																																																																		
	全壊・全焼棟数合計	冬 夕方 風速8m/sec	棟	全棟(戸)数																																																																																																																		
		冬 深夜 風速8m/sec	565,824	11,027																																																																																																																		
		夏 正午 風速8m/sec		300 (52)																																																																																																																		
		冬 夕方 風速8m/sec		385 (52)																																																																																																																		
人的被害	死者数 ()内は家具転倒等	人	居住人口																																																																																																																			
				冬 深夜 風速8m/sec	474 (64)	94 (13)																																																																																																																
	夏 正午 風速8m/sec			6,702 (1,075)	857 (231)																																																																																																																	
	冬 夕方 風速8m/sec			8,448 (1,075)	1,040 (231)																																																																																																																	
負傷者数 ()内は家具転倒等	冬 深夜 風速8m/sec	10,408 (1,312)	2,289 (282)																																																																																																																			
	地震直後	824,887 (88%)	172,650 (90%)																																																																																																																			
	1日後	608,428 (65%)	141,413 (73%)																																																																																																																			
	2日後	406,013 (44%)	106,440 (55%)																																																																																																																			
ライフライン機能支障	電力供給施設 : 停電軒数(停電率)	件(%)	契約口数																																																																																																																			
				3日後	245,129 (26%)	67,346 (35%)																																																																																																																
				1週間後	932,134	2,460 (0%)																																																																																																																
				地震直後	733,370 (52%)	154,183 (46%)																																																																																																																
	上下水道施設 : 断水人口(断水率)	断水人口	人(%)	給水人口 (=居住人口) : 施設評価の対象としていない 専用水道分を含むものとする																																																																																																																		
					1日後	955,426 (68%)	233,344 (69%)																																																																																																															
					2日後	862,105 (61%)	218,893 (65%)																																																																																																															
					3日後	729,937 (52%)	178,283 (53%)																																																																																																															
					1週間後	383,220 (27%)	72,293 (21%)																																																																																																															
					1ヶ月後	42,430 (3%)	6,444 (2%)																																																																																																															
避難者	避難所生活者※ 下段:(全避難者※)	人	居住人口																																																																																																																			
				3日後	75,416	15,124																																																																																																																
				1週間後	79,275	15,897																																																																																																																
				1か月後	19,954 (66,512)	4,001 (13,338)																																																																																																																
73	<p>(4) 災害医療コーディネーターの導入要請 ＜健康保険部(保健所)、滋賀県＞ 災害医療コーディネーターは、災害時医療に関する物的資源、人的資源などの協調や調整を行う災害医療のスペシャリストで、災害医療を効率的に実施するための役割を担うことが可能な人材である。 市は、大規模災害時必要に応じて、県に災害医療コーディネーターの派遣を要請する</p>	<p>(修) (4) 災害医療コーディネーターの導入要請 ＜健康保険部(保健所)、滋賀県＞ 災害医療コーディネーターは、災害時医療に関する物的資源、人的資源などの協調や調整を行う災害医療のスペシャリストで、災害医療を効率的に実施するための役割を担うことが可能な人材である。 市は、大規模災害時必要に応じて、県に災害医療コーディネーターの派遣を要請する。 災害医療コーディネーターは、保健所対策本部に登庁し、保健所長の活動方針のもとに活動する。</p>	災害医療コーディネーターの活動拠点及び指揮命令系統を明記するもの																																																																																																																			
79	市は防災担当部局や保健・福祉担当部局などの関係部局との連携の下、福祉専門職	(修) 市は防災担当部局や保健・福祉担当部局などの関係部局との連携の下、保健・福祉・医療専門職	来年度以降、保健・医療専門職へ個別避難計画の作成を依頼する可能性があるため																																																																																																																			

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く

頁	修正前	修正後(案)	修正理由																																																														
88	<p>ア 被災者の健康維持 災害時においては、生活環境の変化に伴い、被災者が心身ともに健康に不調を来す可能性が高いため、保健衛生の観点から指定避難所の生活環境の整備や避難者の健康管理に対する対策について検討を行う。</p>	<p>(修) ア 被災者の健康維持 災害時においては、生活環境の変化に伴い、被災者が心身ともに健康に不調を来す可能性が高いため、保健衛生の観点から指定避難所の生活環境の整備や避難者の健康管理に対する対策について検討を行う。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p>	<p>防災基本計画修正に伴う修正</p>																																																														
122	<p>Ⅱ [参集職員及び参集場所] ←</p> <table border="1" data-bbox="165 400 770 1091"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>震度等</th> <th>参集職員</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒1号体制</td> <td rowspan="2">・震度4 ・南海トラフ臨時情報(調査中)</td> <td>警戒1号体制職員</td> <td>各所属(勤務時間内) 自宅待機 (危機・防災対策課職員は参集)(勤務時間外)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害警戒本部体制 ・震度5弱 ・南海トラフ臨時情報(巨大地震注意) ・南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)</td> <td> 災害警戒本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長・分隊長 </td> <td>新館2階 災害対策本部室 情報収集室</td> </tr> <tr> <td>初動支所班員</td> <td>各支所</td> </tr> <tr> <td>警戒2号体制職員</td> <td>各所属</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2配備 災害対策本部体制</td> <td rowspan="3">震度5強</td> <td> 災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長 </td> <td>新館2階 災害対策本部室 情報収集室</td> </tr> <tr> <td>初動支所班員(全支所)</td> <td>各支所</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員(1/2程度)</td> <td>各所属</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3配備</td> <td rowspan="3">震度6弱以上</td> <td> 災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長 </td> <td>新館2階 災害対策本部室 情報収集室</td> </tr> <tr> <td>初動支所班員(全支所)</td> <td>各支所</td> </tr> <tr> <td>上記以外の全職員</td> <td>各所属</td> </tr> </tbody> </table>	体制	震度等	参集職員	参集場所	警戒1号体制	・震度4 ・南海トラフ臨時情報(調査中)	警戒1号体制職員	各所属(勤務時間内) 自宅待機 (危機・防災対策課職員は参集)(勤務時間外)	災害警戒本部体制 ・震度5弱 ・南海トラフ臨時情報(巨大地震注意) ・南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)	災害警戒本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長・分隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室	初動支所班員	各支所	警戒2号体制職員	各所属	第2配備 災害対策本部体制	震度5強	災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室	初動支所班員(全支所)	各支所	上記以外の職員(1/2程度)	各所属	第3配備	震度6弱以上	災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室	初動支所班員(全支所)	各支所	上記以外の全職員	各所属	<p>(追)</p> <table border="1" data-bbox="960 400 1570 1091"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>震度等</th> <th>参集職員</th> <th>参集場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒1号体制</td> <td rowspan="2">・震度4 ・南海トラフ臨時情報(調査中)</td> <td>警戒1号体制職員</td> <td>各所属(勤務時間内) 自宅待機 (危機・防災対策課職員は参集)(勤務時間外)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害警戒本部体制 ・震度5弱 ・南海トラフ臨時情報(巨大地震注意) ・南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)</td> <td> 災害警戒本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長・分隊長 </td> <td>新館2階 災害対策本部室 情報収集室</td> </tr> <tr> <td>初動支所班員</td> <td>各支所</td> </tr> <tr> <td>警戒2号体制職員</td> <td>各所属</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2配備 災害対策本部体制</td> <td rowspan="3">震度5強</td> <td> 災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長 </td> <td>新館2階 災害対策本部室 情報収集室</td> </tr> <tr> <td>初動支所班員(全支所)</td> <td>各支所</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員(1/2程度)</td> <td>各所属</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3配備</td> <td rowspan="3">・震度6弱以上 ・長期型地震動階級4</td> <td> 災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長 </td> <td>新館2階 災害対策本部室 情報収集室</td> </tr> <tr> <td>初動支所班員(全支所)</td> <td>各支所</td> </tr> <tr> <td>上記以外の全職員</td> <td>各所属</td> </tr> </tbody> </table>	体制	震度等	参集職員	参集場所	警戒1号体制	・震度4 ・南海トラフ臨時情報(調査中)	警戒1号体制職員	各所属(勤務時間内) 自宅待機 (危機・防災対策課職員は参集)(勤務時間外)	災害警戒本部体制 ・震度5弱 ・南海トラフ臨時情報(巨大地震注意) ・南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)	災害警戒本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長・分隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室	初動支所班員	各支所	警戒2号体制職員	各所属	第2配備 災害対策本部体制	震度5強	災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室	初動支所班員(全支所)	各支所	上記以外の職員(1/2程度)	各所属	第3配備	・震度6弱以上 ・長期型地震動階級4	災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室	初動支所班員(全支所)	各支所	上記以外の全職員	各所属	<p>地震動特別警報の発表基準が改定されたため</p>
体制	震度等	参集職員	参集場所																																																														
警戒1号体制	・震度4 ・南海トラフ臨時情報(調査中)	警戒1号体制職員	各所属(勤務時間内) 自宅待機 (危機・防災対策課職員は参集)(勤務時間外)																																																														
		災害警戒本部体制 ・震度5弱 ・南海トラフ臨時情報(巨大地震注意) ・南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)	災害警戒本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長・分隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室																																																													
初動支所班員	各支所																																																																
警戒2号体制職員	各所属																																																																
第2配備 災害対策本部体制	震度5強	災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室																																																														
		初動支所班員(全支所)	各支所																																																														
		上記以外の職員(1/2程度)	各所属																																																														
第3配備	震度6弱以上	災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室																																																														
		初動支所班員(全支所)	各支所																																																														
		上記以外の全職員	各所属																																																														
体制	震度等	参集職員	参集場所																																																														
警戒1号体制	・震度4 ・南海トラフ臨時情報(調査中)	警戒1号体制職員	各所属(勤務時間内) 自宅待機 (危機・防災対策課職員は参集)(勤務時間外)																																																														
		災害警戒本部体制 ・震度5弱 ・南海トラフ臨時情報(巨大地震注意) ・南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)	災害警戒本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長・分隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室																																																													
初動支所班員	各支所																																																																
警戒2号体制職員	各所属																																																																
第2配備 災害対策本部体制	震度5強	災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室																																																														
		初動支所班員(全支所)	各支所																																																														
		上記以外の職員(1/2程度)	各所属																																																														
第3配備	・震度6弱以上 ・長期型地震動階級4	災害対策本部関係者 本部長 副本部長 本部長 本部事務局員 災害対策救助隊長	新館2階 災害対策本部室 情報収集室																																																														
		初動支所班員(全支所)	各支所																																																														
		上記以外の全職員	各所属																																																														

※ 資料編及び資料編に基づく本編修正は除く

頁	修正前	修正後(案)	修正理由																																				
124	<p>〔災害体制〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備体制要件</th> <th>勤務時間外の参集等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒1号体制</td> <td>震度4の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(調査中)が発表されたとき、自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。</td> <td>警戒1号体制職員は自宅待機 ただし、危機・防災対策課職員は参集</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部体制【警戒本部】</td> <td>震度5弱の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)及び(巨大地震警戒)が発表されたときは、自動的に災害警戒本部が設置される。また事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。</td> <td>災害警戒本部関係者(本部長、副本部長、本部長、本部事務局員、災害対策救助隊長、分隊長)・警戒2号体制時参集職員は指定場所へ参集</td> </tr> <tr> <td>第2配備体制【対策本部】</td> <td>震度5強の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。</td> <td>第2配備体制職員(全職員の1/2程度)は、指定場所へ参集(状況に応じて追加召集)</td> </tr> <tr> <td>第3配備体制【対策本部】</td> <td>震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。</td> <td>全職員、指定場所へ参集</td> </tr> <tr> <td>現地災害対策本部体制【現地本部】</td> <td>災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときは災害現場に設置する。</td> <td>災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備体制要件	勤務時間外の参集等	警戒1号体制	震度4の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(調査中)が発表されたとき、自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。	警戒1号体制職員は自宅待機 ただし、危機・防災対策課職員は参集	災害警戒本部体制【警戒本部】	震度5弱の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)及び(巨大地震警戒)が発表されたときは、自動的に災害警戒本部が設置される。また事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。	災害警戒本部関係者(本部長、副本部長、本部長、本部事務局員、災害対策救助隊長、分隊長)・警戒2号体制時参集職員は指定場所へ参集	第2配備体制【対策本部】	震度5強の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	第2配備体制職員(全職員の1/2程度)は、指定場所へ参集(状況に応じて追加召集)	第3配備体制【対策本部】	震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	全職員、指定場所へ参集	現地災害対策本部体制【現地本部】	災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときは災害現場に設置する。	災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣	<p>(追)</p> <p>〔災害体制〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備体制要件</th> <th>勤務時間外の参集等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒1号体制</td> <td>震度4の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(調査中)が発表されたとき、自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。</td> <td>警戒1号体制職員は自宅待機 ただし、危機・防災対策課職員は参集</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部体制【警戒本部】</td> <td>震度5弱の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)及び(巨大地震警戒)が発表されたときは、自動的に災害警戒本部が設置される。また事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。</td> <td>災害警戒本部関係者(本部長、副本部長、本部長、本部事務局員、災害対策救助隊長、分隊長)・警戒2号体制時参集職員は指定場所へ参集</td> </tr> <tr> <td>第2配備体制【対策本部】</td> <td>震度5強の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。</td> <td>第2配備体制職員(全職員の1/2程度)は、指定場所へ参集(状況に応じて追加召集)</td> </tr> <tr> <td>第3配備体制【対策本部】</td> <td>震度6弱以上の地震が発生したとき、又は長周期地震動階級4が発表されたときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。</td> <td>全職員、指定場所へ参集</td> </tr> <tr> <td>現地災害対策本部体制【現地本部】</td> <td>災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときには災害現場に設置する。</td> <td>災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備体制要件	勤務時間外の参集等	警戒1号体制	震度4の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(調査中)が発表されたとき、自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。	警戒1号体制職員は自宅待機 ただし、危機・防災対策課職員は参集	災害警戒本部体制【警戒本部】	震度5弱の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)及び(巨大地震警戒)が発表されたときは、自動的に災害警戒本部が設置される。また事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。	災害警戒本部関係者(本部長、副本部長、本部長、本部事務局員、災害対策救助隊長、分隊長)・警戒2号体制時参集職員は指定場所へ参集	第2配備体制【対策本部】	震度5強の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	第2配備体制職員(全職員の1/2程度)は、指定場所へ参集(状況に応じて追加召集)	第3配備体制【対策本部】	震度6弱以上の地震が発生したとき、又は長周期地震動階級4が発表されたときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	全職員、指定場所へ参集	現地災害対策本部体制【現地本部】	災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときには災害現場に設置する。	災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣	地震動特別警報の発表基準が改定されたため
種別	配備体制要件	勤務時間外の参集等																																					
警戒1号体制	震度4の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(調査中)が発表されたとき、自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。	警戒1号体制職員は自宅待機 ただし、危機・防災対策課職員は参集																																					
災害警戒本部体制【警戒本部】	震度5弱の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)及び(巨大地震警戒)が発表されたときは、自動的に災害警戒本部が設置される。また事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。	災害警戒本部関係者(本部長、副本部長、本部長、本部事務局員、災害対策救助隊長、分隊長)・警戒2号体制時参集職員は指定場所へ参集																																					
第2配備体制【対策本部】	震度5強の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	第2配備体制職員(全職員の1/2程度)は、指定場所へ参集(状況に応じて追加召集)																																					
第3配備体制【対策本部】	震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	全職員、指定場所へ参集																																					
現地災害対策本部体制【現地本部】	災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときは災害現場に設置する。	災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣																																					
種別	配備体制要件	勤務時間外の参集等																																					
警戒1号体制	震度4の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(調査中)が発表されたとき、自動的に体制が設置される。また事態の状況に応じて危機管理監が必要と認めたとき体制を設置する。	警戒1号体制職員は自宅待機 ただし、危機・防災対策課職員は参集																																					
災害警戒本部体制【警戒本部】	震度5弱の地震が発生したとき、また、南海トラフ臨時情報(巨大地震注意)及び(巨大地震警戒)が発表されたときは、自動的に災害警戒本部が設置される。また事態の状況に応じて、危機管理監が本部長に進言し本部長が災害警戒本部を設置する。	災害警戒本部関係者(本部長、副本部長、本部長、本部事務局員、災害対策救助隊長、分隊長)・警戒2号体制時参集職員は指定場所へ参集																																					
第2配備体制【対策本部】	震度5強の地震が発生したときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	第2配備体制職員(全職員の1/2程度)は、指定場所へ参集(状況に応じて追加召集)																																					
第3配備体制【対策本部】	震度6弱以上の地震が発生したとき、又は長周期地震動階級4が発表されたときは、自動的に災害対策本部が設置される。また、市長が必要と認めたとき災害対策本部を設置する。	全職員、指定場所へ参集																																					
現地災害対策本部体制【現地本部】	災害対策本部体制において、局地的な災害により本部長が必要と認めたときに必要な支所に現地災害対策本部が設置される。また特に本部長が必要と認めたときには災害現場に設置する。	災害対策本部体制から本部長が指名した者を現場へ派遣																																					
197	<p>〔仮設便所の設置要領〕 (オ) 屋外に設置した仮設便所で照明施設が必要な場合は、関西電力と調整の上、照明施設を設置する。</p>	<p>(修)</p> <p>〔仮設便所の設置要領〕 (オ) 屋外に設置した仮設便所で照明施設が必要な場合は、小売電気事業者等と調整の上、照明施設を設置する。</p>	電力自由化に伴う文言修正																																				
251	<p>(ア) 期間 農林漁業施設資金:20年以内 (イ) 貸付利率 年0.45%~1.0%(平成25年5月20日現在…)</p>	<p>(修)</p> <p>(ア) 期間 農林漁業施設資金:15~25年以内 (イ) 貸付利率 年0.55%~1.0%(令和5年3月20日現在…)</p>	現行の制度内容に合わせるため																																				
<p>第4章 災害復旧・復興計画</p>																																							
<p>帰宅困難者対策計画</p>																																							
3	<p>(2) 計画の目的と位置づけ 本市の実情に応じた帰宅困難者対策について、基本的な考え方及び対策のあり方を示し、市及び市内の事業者(企業・学校、大規模集客施設の管理者等)等による帰宅困難者対策の指針とする。なお、本計画は大津市地域防災計画(震災対策編)第3章 災害応急対策計画 第6節 帰宅困難者対策における基本方針に基づき、実施計画として位置づけるものとする。</p>	<p>(追)</p> <p>(2) 計画の目的と位置づけ 本市の実情に応じた帰宅困難者対策について、基本的な考え方及び対策のあり方を示し、市及び市内の事業者(企業・学校、大規模集客施設の管理者等)等による帰宅困難者対策の指針とする。なお、本計画は大津市地域防災計画(震災対策編)第3章 災害応急対策計画 第6節 帰宅困難者対策における基本方針に基づき、実施計画として位置づけるものとする。 ※滋賀県帰宅困難者対策ガイドラインとの連携を図る</p>	滋賀県帰宅困難者対策ガイドラインが完成予定のため																																				